

令和 7 年 5 月 秋 田 市 議 会 臨 時 会 提 出 案 件 目 次

番 号	件 名
69	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
70	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件
71	秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
72	秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
73	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

議案第69号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年5月9日提出

秋田市長 沼 谷 純

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和6年12月」を「令和7年12月」に改める。

附則第6項中「令和7年4月30日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例附則第6項の規定は、同日以後に支給する特別職の職員の給料月額について適用する。

提案理由

特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第70号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年5月9日提出

秋田市長 沼 谷 純

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和6年12月」を「令和7年12月」に改める。

附則第5項中「令和7年4月30日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例附則第5項の規定は、同日以後に支給する教育長の給料月額について適用する。

提案理由

教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第71号

秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市市税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年5月9日提出

秋田市長 沼 谷 純

提案理由

地方税法の一部改正（令和7年法律第7号）等に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第22号

専 決 処 分 書

秋田市市税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第71条第1号ア中「エ」を「ウおよびオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0
キロワット以下のもの 年額 2,000円

第77条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第71条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量および最高出力）」を加え、同条第3項中「身体障害者又は」を「身体障害者もしくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日および」を「又は道路交通法第95条の2第2項第

1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例第71条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第72号

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年5月9日提出

秋田市長 沼 谷 純

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正（令和7年総務省令第28号）に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第23号

専 決 処 分 書

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第73号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年5月9日提出

秋田市長 沼 谷 純

提案理由

地方税法施行令の一部改正（令和7年政令第119号）に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第24号

専 決 処 分 書

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第18条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。